

低炭素建築物新築等計画認定 申請手数料

次に掲げる金額を合計した金額 ((i) + (ii) + (iii))			
(i) 建築物全体の戸数に応じ、それぞれ次に定める金額 (住宅部分)			
区 分	(a) 適合書添付の場合	(b) (a) 以外の場合	
一戸建ての住宅	4,000 円	33,000 円	
共同住宅等 (建築物全体の戸数)	1 戸	4,000 円	33,000 円
	2~5 戸	9,000 円	66,000 円
	6~10 戸	15,000 円	93,000 円
	11~25 戸	25,000 円	130,000 円
	26~50 戸	43,000 円	187,000 円
	51~100 戸	77,000 円	268,000 円
	101~200 戸	121,000 円	363,000 円
200 戸超	153,000 円	476,000 円	
(ii) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (共用部分)			
300 m ² 以内	9,000 円	104,000 円	
300 m ² 超 ~ 2,000 m ² 以内	25,000 円	172,000 円	
2,000 m ² 超 ~ 5,000 m ² 以内	77,000 円	267,000 円	
5,000 m ² 超 ~ 10,000 m ² 以内	121,000 円	343,000 円	
10,000 m ² 超 ~ 25,000 m ² 以内	153,000 円	410,000 円	
25,000 m ² 超 ~	191,000 円	478,000 円	
(iii) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (非住宅の部分)			
300 m ² 以内	9,000 円	229,000 円	80,000
300 m ² 超 ~ 2,000 m ² 以内	25,000 円	366,000 円	130,000
2,000 m ² 超 ~ 5,000 m ² 以内	77,000 円	521,000 円	※1 210,000
5,000 m ² 超 ~ 10,000 m ² 以内	121,000 円	639,000 円	280,000
10,000 m ² 超 ~ 25,000 m ² 以内	153,000 円	753,000 円	340,000
25,000 m ² 超 ~	191,000 円	860,000 円	400,000
※1 評価方法にモデル建物法を用いた申請の場合			

※認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更にあつては、それぞれの手数料の1/2の額を合計した金額【戸数、共用部分、非住宅部分が増える場合は、それぞれ当初の手数料の額】とする。